

伊万里市ロゴマークの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊万里市（以下「市」という。）において制作されたロゴマーク（シンボルマーク及びロゴタイプ。以下「ロゴマーク」という。）を市以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 ロゴマークは、市への愛着や誇りを高め、伊万里のブランドイメージの信頼性を証明し、伊万里のイメージを市の内外に発信するために使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを商業利用及びイベント関連告知等で使用しようとする者は、あらかじめ伊万里市ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市の機関が使用するとき。
- (2) 市が使用を依頼するとき。
- (3) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又はイメージを損なうと認められるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれがあるとき。

- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を市が支援している、又は公認しているような誤解を与えるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (5) ロゴマークを使用しようとする者が、次のいずれかに該当する場合。なお、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合も、同様とする。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について不適當であると認めたとき。

2 前項の承認は、伊万里市ロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって申請者に通知するものとし、使用を承認しない場合は伊万里市ロゴマーク使用（変更）不承認通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第6条 ロゴマークの使用承認期間は、1年を超えることができない。ただし、書籍、映像作品等での使用については、この限りでない。

- 2 前項の期間は、更新することができる。
- 3 第3条の規定は、前項の更新について準用する。
- 4 前項の規定により更新の承認申請を受理した場合は、第4条の規定を準用する。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容のみ使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 第4条第1項各号に掲げる事項に該当しないこと。
- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 承認に係る物件の使用にあたり事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (5) 原則、物品等には承認番号を付すこと。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに市長へその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第8条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、伊万里市ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 第4条の規定は、前項に規定する変更承認申請について準用する。この場合において、同条中「使用を」とあるのは「変更を」と読み替えるものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、伊万里市ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）を使用者へ通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物品等を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して使用物品等の回収を求めることができる。この場合において、使用物品等の回収等、使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された者が負担するものとする。

（責任の制限）

第10条 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。